

手続きに関するQ&A

Q1

支援を受けるためには何を準備したらいいですか？

A1

- 重傷病の場合 診断書
- お亡くなりの場合 死亡診断書（死体検案書）
- 住民票や戸籍の附票
- ※ご遺族や代理人が申請される場合、続柄を証する戸籍謄本や抄本などをご用意ください。

また、被害届の受理番号をお控えください。
その他必要なものがある場合はご案内いたします。

Q2

性犯罪被害見舞金の対象者はどのような人ですか？

A2

刑法に規定されている不同意性交等罪（未遂も含む）などです。詳細についてはご相談の際にご説明いたしますので、一度ご相談ください。

Q3

診断書等の原本は他にも使用するため、返して欲しい。

A3

原本をお返しします。
ただし、申請書に追加して原本証明を記載いただく必要がございますので、一度ご相談ください。

Q4

被害を受けた直後ですぐに申請ができる状態ではなかったが、これから支援を受けたい。

A4

見舞金は犯罪被害が発生した日から2年以内に申請いただければ利用できます。
なお、その他の支援は、犯罪被害が発生した日から1年以内の申請であればご利用いただけます。



その他ご不明な点がございましたら、お気軽に尼崎市までご相談下さい。

尼崎市シティブロモーションマスコット あまっこ

関係機関 お問い合わせ先

兵庫県の総合相談窓口

兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口

- 犯罪被害の相談、必要な支援のコーディネート
- ☎ 078-360-0783
- 月曜～金曜 9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）

警察の相談窓口

兵庫県警察本部被害者支援室

- 犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談
- 犯罪被害者やそのご家族のこころの悩み相談、カウンセリング
- ☎ 0120-338-274
- 月曜～金曜 9時～16時
- （祝日、12月29日～1月3日を除く）

民間支援団体の相談窓口

公益社団法人ひょうご被害者支援センター

- （兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期支援団体）
- 犯罪被害者やそのご家族の日常生活や立ち直りに関する相談
- 弁護士や臨床心理士等による専門相談
- 裁判所や病院等への付き添い
- 診察代等の医療費補助
- ☎ 078-367-7833
- 月曜・火曜・木曜・金曜 10時～16時
- （祝日、8月12日～8月16日、12月28日～1月3日を除く）

特定非営利活動法人

性暴力被害者支援センター・ひょうご

- 性暴力被害者の急性期支援（ホットライン、面接相談、病院でのつきそい）
- ☎ 06-6480-1155
- 月曜～金曜 9時30分～16時30分
- （祝日、年末年始を除く）

法律・弁護士についてのご相談

犯罪被害者支援センター（兵庫県弁護士会）

- 弁護士による法律や悩み等の相談
- 木曜 13時～16時（要予約）
- 予約方法のご案内
- ☎ 078-341-8227
- 月曜～金曜 9時～17時

日本司法支援センター（法テラス）

犯罪被害者支援ダイヤル

- 弁護士や専門窓口の紹介や情報提供
- ☎ 0120-079714
- 月曜～金曜 9時～21時 土曜 9時～17時

尼崎市

犯罪被害にあわれた方へ

支援のご案内

ひとりで悩まず、ご相談ください

支援に関するお問い合わせ先

危機管理安全局

生活安全・マナー向上推進課

TEL：06-6489-6502

FAX：06-6489-6686

月曜～金曜 午前9時～午後5時
（土日祝日、年末年始を除く）

尼崎市犯罪被害者等支援条例に基づいた支援内容

1 見舞金

お亡くなりになられた方のご遺族へ弔意の意を示し、重傷病の被害や性犯罪被害にあわれた方へお見舞いの意を示して支給します。

遺族
見舞金

40万円

重傷病
見舞金

15万円

性犯罪
被害
見舞金

15万円

2 日常生活の支援

家事や育児を行うことが困難な場合に、家事代行サービス等やベビーシッター等を利用した際の費用を助成します。

家事援助
費用助成 ★

上限5万円

育児援助
費用助成 ★

上限12万円

5 遺体搬送の支援

犯罪行為により亡くなられた方のご遺体の搬送に要した費用を助成します。

遺体搬送費用助成 ★

上限5万円

★の記載がある支援については、民間サービス等を利用した際の費用を事後に助成するものです。

支援の対象となる方について

□ 対象となる犯罪被害

死亡、重傷病、性犯罪被害が対象となります。なお、警察に被害届を提出し、受理されたものが対象となります。
(※詐欺などの財産被害は対象となりません。)

□ 見舞金以外の支援について

上記1の各見舞金の受給を受けた方が2～5に記載の支援をお受けいただけます。

各支援には詳細な要件や期限等があります。

まずは、尼崎市生活安全・マナー向上推進課へご連絡下さい。

お問い合わせ先

尼崎市 危機管理安全局
生活安全・マナー向上推進課

TEL 06-6489-6502

FAX 06-6489-6686

月～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

3 居住安定の支援

現在の住居に居住することが困難となった場合、新たな賃貸住宅の家賃、転居に要する費用を助成します。

家賃助成 ★
月額家賃の
1/2

ただし、上限3.5
万円
※助成期間は6月

転居費用
助成 ★

上限18万円
※同一事件につき
2回まで

4 行政手続等の支援

犯罪被害にあったことにより、必要だった行政手続等を弁護士等へ委任するために要した費用を助成します。

行政手続等委任費用助成 ★

上限5万円

犯罪被害者等支援条例について

尼崎市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、平成27年7月に「尼崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、その後、支援策の見直しを行い、令和8年4月に改正条例を施行し、支援内容の拡充を実施しました。

尼崎市は、「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、国や県、関係機関等と連携を図りながら、主に経済的負担を軽減するため、各種支援を行うと共に、市民等には、犯罪被害者等に対する支援の大切さについて普及啓発し、職員には、研修等を通じて支援を適切に行うことができる人材の育成等を行っております。

尼崎市ホームページにて、条例の詳細やリーフレットに記載の情報を掲載しております。

